

食品衛生トピックス 《2012/09/24》

○ チェコ共和国産酒精飲料の取扱いについて

チェコ共和国において酒精飲料中のメタノールに起因する死亡事例が発生し、アルコール度数20%以上の酒精飲料の販売が禁止された旨の情報に基づいて、輸入時等の対応が通知されました。

- ・ チェコ共和国産の酒精飲料（アルコール度数が20%を超えるものに限る。）が輸入された場合は、輸入の都度、輸入者に対しメタノールに係る自主検査により、その安全を確認するよう指導されます。